

平成21年度の保険料のお支払いと軽減の一部変更などについて

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011 - 290 - 5601
洞爺湖町役場住民課国保医療係
☎74 - 3002

平成20年4月から始まりました長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている方のうち、保険料を年金から支払われている方で、本年4月又は6月に「仮徴収額決定通知書」により通知のあった方は、6月が本年度2期目のお支払い月となっています。

●年間保険料の計算方法(平成21年度)

保険料率は、平成20年度と変わりません。(軽減措置の一部を除く)

均等割
【1人当たりの額】
43,143円

+

所得割
【本人の所得※1に応じた額】
(平成20年中の所得-33万円)×9.63%

||

1年間の保険料
(限度額50万円)

注)1年間の保険料について

*月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。
例)8月15日に加入→
1年間の保険料÷
2ヵ月×8ヵ月
(8月~翌年3月)=
長寿医療制度の保険料

*保険料の100円未満の端数は切り捨てます。

※1所得とは

前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など。)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

●保険料の軽減の一部変更について

政府は、保険料の軽減について、次のとおり一部見直しを決め、均等割の「7割軽減」対象の方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりましたので、お知らせします。

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を送付いたしますので、改めて手続きをいただく必要はありません。



※今回の変更で、均等割の7割軽減を受けられる方が8.5割軽減となるのは、平成21年度の保険料のみです。

均等割が8.5割軽減に該当する方

加入者と世帯主の軽減判定の所得の合計額が33万円以下の方



変更前

7割軽減	軽減後保険料
	12,942円



変更後

8.5割軽減	軽減後保険料
	6,300円

保険料の軽減について

均等割の軽減

所得に応じて、均等割43,143円が以下のとおり軽減となります。(軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割額		平成21年度の均等割額	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割軽減	6,300円	9割軽減	4,300円
33万円	8.5割軽減	6,300円	8.5割軽減	6,300円
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の加入者数)	5割軽減	21,571円	5割軽減	21,571円
33万円+ (35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	2割軽減	34,514円

例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

168万円 (年金収入)	-	120万円 (公的年金等控除額)	-	15万円 (特別控除額)	=	33万円 (軽減判定の所得)	➡	8.5割軽減該当
-----------------	---	---------------------	---	-----------------	---	-------------------	---	----------

※特別控除額 65歳以上の方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。